

1. 商品名	通知預金
2. 販売対象	法人および個人
3. 期間	定めなし。ただし7日間の据置期間が必要です。
4. 預入	(1) 預入方法：随時預入 (2) 預入金額：5万円以上 (3) 預入単位：1円単位
5. 払戻方法	●預入日から7日間の据置期間経過後に預入1口毎に払い戻します。 ●この預金の解約にあたっては、解約する日の2日前までに通知が必要となります。
6. 利息	(1) 適用金利 毎日の店頭表示の利率を適用します。 (2) 利払頻度 預入日から7日間の据置期間経過後の解約時に一括して支払います。 (3) 計算方法 最低預入金額5万円以上について付利単位を1万円とした1年を365日とする日割計算とします。 (4) 利息にかかる税金 ●個人名義の預金のお利息は、源泉分離課税により課税され、2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお受取りになるお利息に対する源泉徴収税率は復興特別所得税分が加算され20.315%（国税15.315%、地方税5%）となります。 マル優をご利用の場合、預入額350万円にかかる利息は非課税扱いとなります。（別途マル優のお申し込みが必要です。） ●法人名義の預金のお利息は、総合課税により課税されます。源泉徴収税率は2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお受取りになるお利息に対し、復興特別所得税分が加算されます。なお、2016年1月1日以降の源泉徴収税率は、国税の15.315%のみとなります。
7. 手数料	
8. 金利情報の入手方法	金利は店頭窓口までお問い合わせください。
9. 付加できる特約事項	個人のものマル優の取り扱いができます。
10. 中途解約時の取り扱い	据置期間中に解約する場合は、解約日における普通預金の利率により計算します。
11. その他参考となる事項	
12. 当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

※本商品は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。